

旭川市宿泊税質疑応答集

令和7年10月1日作成



目次



① 宿泊税について

- 問 1 宿泊税とはどのような税ですか。
- 問 2 宿泊税を導入する理由を教えてください。
- 問 3 宿泊者だけに課税する理由を教えてください。
- 問 4 宿泊税はいつから導入されますか。
- 問 5 宿泊税はどのようなことに使われるのですか。
- 問 6 なぜ宿泊税を基金に積み立てるのですか。
- 問 7 宿泊税の税率を教えてください。
- 問 8 宿泊税の税率が200円となった理由を教えてください。
- 問 9 宿泊税が定額制であると、宿泊料金が高額な宿泊者より、低額な宿泊者の負担が大きくなりませんか。
- 問 10 観光目的ではない宿泊もあります。その際は安価な宿泊施設に宿泊するようにしています。そうした人に対する免税点はないのですか。
- 問 11 ビジネス、治療の付き添い、市民の宿泊など、観光目的以外でも宿泊することがありますが、宿泊税は払わなければなりませんか。
- 問 12 制度の見直しはありますか。

② 経営申告について

- 問 1 3 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
- 問 1 4 旅館業の許可は私がとっていますが、経営を委託し、実質的に私は経営していませんので、実質的経営者が特別徴収義務者として指定を受ける方法を教えてください。
- 問 1 5 特別徴収義務者として行わなければならないことにはどのようなものがありますか。また、履行しなかった場合の罰則はありますか。
- 問 1 6 これから宿泊施設を経営するのですが、どのような手続が必要ですか。
- 問 1 7 複数の宿泊施設を一元管理していますが、まとめて経営申告することは可能ですか。
- 問 1 8 宿泊施設を休止（廃止）します（しました）。何か手続が必要ですか。
- 問 1 9 経営申告した内容が変更となりました。何か手続が必要ですか。
- 問 2 0 旅館業の許可は札幌市の宿泊施設（本店）が受けており、私は旭川市にある宿泊施設（支店）を任されています。この場合特別徴収義務者となるのは誰ですか。

目次



③ 納税管理人について

- 問 2 1 旭川市で宿泊施設を経営していますが、私は市外に居住しており、周囲に納入できる金融機関が無い場合、宿泊税の納入ができません。どうしたらよいですか。
- 問 2 2 旭川市で宿泊施設を経営しており、私は市外に居住していますが、申告納入は問題なく可能です。それでも納税管理人の選任は必要ですか。

④ 課税対象について

- 問 2 3 宿泊の定義を教えてください。
- 問 2 4 宿泊料金の定義を教えてください。（クーポンの利用等で宿泊料金が発生しない場合でも宿泊税は徴収する必要がありますか。）

問 2 4 解説 宿泊料金による課税要件

- 問 2 5 特別徴収義務者が自らのサービスで宿泊料金を無料とする場合は、宿泊税は課税されないとのことですが、宿泊者が自身の客室をグレードアップしたこと等により、追加料金が発生した際は、課税されますか。

- 問 2 6 例えばキャンペーンなどで5泊したら1泊が無料になる場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。
- 問 2 7 子どもや幼児、海外の方にも宿泊税は課税されますか。
- 問 2 8 未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しています。この場合、宿泊税の取扱いはどうなりますか。
- 問 2 9 会社自らが業務上客室を利用する場合でも宿泊税は課税されますか。
- 問 3 0 避難所開設等の緊急時における宿泊でも宿泊税は課税されますか。
- 問 3 1 課税が免除となる対象者を教えてください。
- 問 3 2 課税が免除となる引率者の対象範囲を教えてください。
- 問 3 3 課税が免除となる行事（学校等行事）の対象範囲を教えてください。
- 問 3 4 施設長が発行する「学校等行事であることの証明書」の提出を失念しました。証明書がなければ、課税免除にはなりませんか。
- 問 3 5 「学校等行事であることの証明書」の記載内容に不備があった場合、課税免除にはなりませんか。

目次



- 問 3 6 学校等行事の下見に伴う宿泊は課税免除になりますか。
- 問 3 7 公営施設でも宿泊税は課税されますか。
- 問 3 8 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所でも宿泊税は課税されますか。
- 問 3 9 スポーツ合宿による宿泊は課税されますか。
- 問 4 0 旭川市の姉妹都市・友好都市の都市間交流による宿泊は課税対象ですか。
- 問 4 1 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトでも宿泊税は課税されますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。
- 問 4 2 部屋（1棟）を確保するだけで宿泊税は課税されますか。また、課税対象となるとした場合は何人分の宿泊税を徴収しますか。
- 問 4 3 「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」や「シーツ代」として料金を徴収している場合、宿泊税は課税されますか。
- 問 4 4 デイユースや休憩での利用でも宿泊税の課税対象ですか。

- 問 4 5 レイトチェックイン・レイトチェックアウトの取扱いを教えてください。
- 問 4 6 下宿や長期滞在（1月以上）の場合も宿泊税は課税されますか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうですか。
- 問 4 7 連泊の場合、1人につき10日分までしか課税されないなどの上限はありますか。
- 問 4 8 宿泊料金は「1室」「1棟」に対してご負担いただくため、実際の宿泊人数は把握していませんが、把握する必要はありますか。
- 問 4 9 お客様がキャンセルした場合の宿泊税の取扱いを教えてください。
- 問 5 0 課税免除となる宿泊以外で課税対象とならない宿泊の例を教えてください。

⑤ 徴収について

- 問 5 1 宿泊税の徴収方法に決まりはありますか。
- 問 5 2 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担ですか。
- 問 5 3 宿泊者のキャンセル等、事前にいただいた宿泊税を返金する際はどのようにすれば良いですか。

目次



- 問 5 4 旅行代理店が旅行商品を販売する際に、宿泊者から宿泊税も合わせて徴収しています。旅行代理店は特別徴収義務者ではありませんが、問題はないでしょうか。
- 問 5 5 宿泊者と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊税はどちらから徴収すれば良いですか。
- 問 5 6 お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合の対応はどうすればよいですか。お客様がお支払いに納得されず、トラブルになる可能性があります。
- 問 5 7 お客様にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりません。また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。
- 問 5 8 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。
- ⑥ 申告納入について**
- 問 5 9 徴収した宿泊税は北海道分と旭川市分に分けて、それぞれに納入する必要があるのでしょうか。
- 問 6 0 宿泊日とはいつのことをいいますか。
- 問 6 1 チェックイン（アウト）の日に、宿泊数をまとめて計上しても良いですか。
- 問 6 2 宿泊が月をまたいだ場合、どのように計上すれば良いですか。
- 問 6 3 宿泊予約サイトなどを介した宿泊の場合、宿泊施設に支払われる宿泊料金が、月遅れになることがあります。この場合宿泊日は「①宿泊行為があった日」「②宿泊料金が支払われた日」のどちらですか。
- 問 6 4 納入申告書や納入書はどこで取得できますか。
- 問 6 5 納入書に記載のある施設番号と納入申告書に記載する施設番号の一致を確認するよう手引に記載がありますが、自分の施設番号がわかりません。
- 問 6 6 宿泊の実績が無い月でも納入申告書は必要ですか。
- 問 6 7 宿泊税徴収原簿について、宿泊実績の無い日には「0」の記載が必要ですか。
- 問 6 8 宿泊税徴収原簿について、課税対象外の宿泊のうち、「その他」とは具体的にどのような宿泊ですか。
- 問 6 9 複数の宿泊施設を経営しているのですが、まとめて申告納入することはできますか。

目次



- 問 7 0 複数の宿泊施設をまとめて申告納入する場合、申告納入期限の特例要件については、宿泊施設ごとに判断しますか。それとも合算して判断しますか。
- 問 7 1 郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当課への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
- 問 7 2 申告や納入が遅れたらどうなりますか。
- 問 7 3 申告納入は毎月行わなければなりませんか。
- 問 7 4 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「経営申告書」を提出しました。変更後の内容の納入書は新たに送られますか。
- 問 7 5 旅行代理店等、特別徴収義務者以外が宿泊税を申告納入することはできますか。

⑦ 帳簿の保存について

- 問 7 6 帳簿はサーバー上に電子データとして保存しても良いですか。
- 問 7 7 帳簿の保管について、現在エクセルを使用して帳簿を作成しているのですが、このデータを印刷し、紙媒体で保管することは可能ですか。

⑧ 補助金・交付金について

- 問 7 8 宿泊税の徴収するにあたって、ホテルのシステム改修が必要です。補助金がありますか。
- 問 7 9 宿泊税の徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。
- 問 8 0 特別徴収義務者に対する交付金に消費税は課税されますか。
- 問 8 1 交付金の申請方法を教えてください。

⑨ 広報・周知について

- 問 8 2 旭川市は宿泊税をどのように周知するのですか。
- 問 8 3 宿泊施設・旅行代理店が広報や説明に使用できる広報物がありますか。
- 問 8 4 HPでも周知したいのですが、市で作成しているデータや素材はありますか。
- 問 8 5 ポスター・リーフレットは配布していただけるのですか。

⑩ 宿泊料金の計算例について

- 問 8 6 1室（棟）で料金設定している場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。

目次



- 問 8 7 食事料金を設定していない場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。
- 問 8 8 企画旅行における宿泊料金はどのように計算すればよいですか。また、手配旅行の場合に旅行業者等に支払う手数料や、宿泊予約サイトに支払う手数料についてどのように取扱えばよいですか。
- 問 8 9 連泊割引があった場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。
- 問 9 0 連泊期間において、日ごとに宿泊者数が異なる場合の宿泊料金はどのように計算すればよいですか。
- 問 9 1 延長があった場合、延長料金はどのように計算すればよいですか。
- 問 9 2 ポイント利用による宿泊料金はどのように計算すればよいですか。
- 問 9 3 外貨建て取引の場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。

⑪ その他

- 問 9 4 各種申告様式はどこで取得できますか。
- 問 9 5 入湯税とは別に徴収するということですか。

- 問 9 6 税務調査はありますか。
- 問 9 7 無許可・未届けの宿泊施設に対する対応はどうするのですか。
- 問 9 8 宿泊税の課税をする上で、宿泊約款にはどのように記載すべきですか。
- 問 9 9 旅行クーポンを発券する際は、宿泊税込みでも問題ありませんか。

宿泊税について



問1 宿泊税とはどのような税ですか。

宿泊税とは旭川市が誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地となることを目指して導入する地方税です。

他の自治体でも宿泊税を導入している事例がありますが、宿泊税は各自治体の条例で定めているため、自治体によりその制度が異なります。

旭川市の宿泊税は、旭川市内の宿泊施設（※1）において、宿泊料金（※2）が発生する宿泊（※3）の宿泊者に対し、1人1泊につき200円（※4）の宿泊税が課されます。

※1 宿泊施設

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル・簡易宿所営業に係る施設
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅

※2 詳細は問2 4「宿泊料金の定義を教えてください。」を御覧ください。

※3 詳細は問2 3「宿泊の定義を教えてください。」を御覧ください。

※4 北海道の宿泊税が別途加算されます。詳細は問7「宿泊税の税率を教えてください。」を御覧ください。

問2 宿泊税を導入する理由を教えてください。

観光関連産業は裾野が広く経済波及効果が高いことから、振興を図ることで地域経済の活性化につながる重要な産業ですが、旭川市の厳しい財政状況の中では、観光課題を解決し、更なる観光振興に取り組むことが困難な状況でした。

そこで、旭川市中小企業審議会に「新たな観光財源の確保」について諮問し、有識者による「旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会」で御検討いただき、その答申において宿泊税による財源確保が概ね妥当であるとされたことから、宿泊税について検討を進め、その制度案を旭川市への来訪者や宿泊者にアンケート調査を実施したほか、制度案や条例案骨子の市民意見提出手続を経て、概ね宿泊税の導入に御理解いただけているものと判断したことから、宿泊税を導入することとしたものです。

問3 宿泊者だけに課税する理由を教えてください。



観光財源の負担を求める対象については、有識者による「旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会」において、応益負担の考え方にに基づき、市民だけが負担するのではなく、旭川市への来訪者にも一部負担を求めることが適当であるとの考えが示されたところです。

課税の対象となる観光行動には、宿泊、入域、交通機関利用、駐車場の利用、飲食、土産品の購入など想定されますが、そのうち宿泊行為は、他の観光行動と比較して課税対象者の補足に対する行政コストが低いことや、日帰り客と比較して行政サービスを受ける程度が大きいことなどから、宿泊行為に対し、課税することとしたものです。

問4 宿泊税はいつから導入されますか。



令和8年4月1日の宿泊分から課税されます。

令和8年3月31日から4月1日にかけての宿泊については課税の対象外です。

なお、旭川市宿泊税条例の施行日である令和8年4月1日以前に宿泊施設の予約をしていた場合でも、令和8年4月1日以降の宿泊には宿泊税が課されます。

問5 宿泊税はどのようなことに使われるのですか。

旭川観光基本方針に基づいて旭川市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込（宿泊）客数の格差解消」などを解決し、旭川市への宿泊者を増やすことや、納税者である宿泊者へ還元することを目的とした新規の取組又は現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用し、その使途は毎年度公表します。

具体的な使途の検討に当たっては、特別徴収義務者である宿泊事業者などの関連事業者とも協議を行います。

使
途
イ
メ
ー
ジ

- ① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり
 - ・ 多様なニーズに対応した受入環境整備
 - ・ 来訪者の利便性向上
 - ・ 緊急時受入体制の整備
- ② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり
 - ・ 閑散期の格差解消に向けた取組
 - ・ 旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成、支援
 - ・ 宿泊型旅行商品等の造成に対する支援
- ③ 持続可能な観光地づくり
 - ・ 人材不足の解消、人材育成に対する支援
 - ・ オーバーツーリズム対策
 - ・ 緊急時における市内事業者への支援

問6 なぜ宿泊税を基金に積み立てるのですか。

1 点目は納入いただいた宿泊税を一度基金に積み立てることで、他の財源（市道民税など）と区別し、宿泊税の使途を明確化するためです。

2 点目は基金に一定額を積み立てておくことで、年度をまたぐ長期間の取組や、観光における緊急事態に機動的に活用できる財源を残すことができます。

問7 宿泊税の税率を教えてください。

旭川市内の宿泊施設において、宿泊料金が発生する宿泊に対しては、旭川市の宿泊税のほか、北海道の宿泊税も課されます。

北海道の宿泊税は宿泊料金により税率が異なり、宿泊料金区分ごとの北海道と旭川市を合わせた税率は下表のとおりです。

宿泊料金区分 (税抜き)	税率		
	北海道	旭川市	合計
20,000円未満	100円	200円	300円
20,000円以上 50,000円未満	200円	200円	400円
50,000円以上	500円	200円	700円

問8 宿泊税の税率が200円となった理由を教えてください。

有識者による「旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会」において、宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素でわかりやすい仕組みであることが望ましいとされたことから、一律定額制を軸に検討し、旭川観光基本方針で掲げている旭川市が目指すべき将来像の実現に向けた施策の実施、非常事態に対応する資金の確保を考慮した必要な税額の規模、北海道や道内他都市とのバランスから税率の案を200円としました。

その案について、旭川市への来訪者や宿泊者に対し、税を徴収する影響や許容できる負担感についてアンケート調査を行ったところ、その影響は限定的であったことから、税率を200円としました。

問9 宿泊税が定額制であると、宿泊料金が高額な宿泊者より、低額な宿泊者の負担が大きくなりませんか。



有識者による「旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会」において、宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素でわかりやすい仕組みであることが望ましいとされたことから、一律定額制を軸に検討を進めました。

現状、旭川市が宿泊税を活用して実施しようとする施策は、宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける受益の程度に変わりはないとの考えから、一律の税率で課税し公平性の確保をすることとしております。

問10 観光目的ではない宿泊もあります。その際は安価な宿泊施設に宿泊するようにしています。そうした人に対する免税点はないのですか。



宿泊者の方は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられることや、宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける受益の程度に変わりはないとの考えから、一律の税率で課税し公平性の確保をすることとしております。

また、有識者による「旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会」において、宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素でわかりやすい仕組みであることが望ましいことから、税率区分を設けておりません。

問 1 1 **ビジネス、治療の付き添い、市民の宿泊など観光目的以外でも宿泊することがあるのですが、宿泊税は払わなければなりませんか。**



観光は裾野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。

観光目的以外の宿泊であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしています。

問 1 2 **制度の見直しはありますか。**



税制度の見直しの時期については、旭川市宿泊税条例附則第 9 条において「市長は、この条例の施行後 5 年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。」としております。

経営申告について



問 1 3 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

原則として宿泊施設の経営者（次の①又は②）となりますが、宿泊施設の経営を全面的に委託しているなど、宿泊税の徴収に便宜を有する者が別にいる場合は、実質的な経営者を宿泊税の徴収に便宜を有する者として、旭川市長が特別徴収義務者として指定することがあります（次の③）。

- ① 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設の経営者（旅館業の許可を受けた方）
- ② 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者（住宅宿泊事業の届出をした方）
- ③ 徴収に便宜を有する者として旭川市長が指定した者

特別徴収事務の手引該当頁

特別徴収義務者とは
・・・ 9、10

問 1 4 旅館業の許可は私がとっていますが、経営を委託し、実質的に私は経営していませんので、実質的経営者が特別徴収義務者として指定を受ける方法を教えてください。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）ですが、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の徴収に便宜を有する方を旭川市長が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。

特別徴収義務者として旭川市からの指定を受ける必要がある場合は、まずその事情を担当課まで相談した上で、以下の書類を提出してください。

- ① 実質的経営者である旨の申立書
- ② 指定を受けようとする者が宿泊税の徴収に便宜を有すると確認できる書類（委託契約に係る書面（写）など）
- ③ 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書類（②で確認可能であれば不要）

その後、旭川市で指定の必要性を検討した上で、必要性がある場合は実質的な経営者に対し、指定の通知をします。

特別徴収事務の手引該当頁

特別徴収義務者とは
・・・ 10

問 1 5 特別徴収義務者として行わなければならないことにはどのようなものがありますか。 また、履行しなかった場合の罰則はありますか。

特別徴収義務者の義務としての主なものは次のとおりです。

- ・ 宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収する義務
- ・ 徴収した宿泊税の申告と納入をする義務
- ・ 帳簿の備付け及び保存、書類の作成及び保存をする義務 など

特別徴収義務者が宿泊税を納入しなかったときは、地方税法により特別徴収義務者に罰則が適用されます。

また、帳簿書類の作成保存等を怠った場合は、条例により特別徴収義務者に罰則が適用されます。

このような罰則は、税の公平性を保つために設けているものです。

各種手続については「特別徴収事務の手引」にて説明しておりますので、御確認の上、手続に遺漏のないようお願いいたします。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・ 1 4 ～ 1 6

帳簿書類の作成・保存

・・・ 2 1、2 2

問 1 6 これから宿泊施設を経営するのですが、どのような手続が必要ですか。

宿泊税に関する手続の概要は、以下のとおりです。

- ① 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続（※）を終える。
- ② 経営申告書を経営開始日の前日までに担当課へ提出する。
- ③ 宿泊者から宿泊税を徴収する。
- ④ 徴収した宿泊税について、
 - ・ 納入申告書を担当課へ提出する。
 - ・ 納入書により金融機関の窓口等で納入する。
- ⑤ 作成した帳簿・書類を条例で定められた期間保存する。

※ 旅館業の許可等と並行して経営申告書の提出を行うことも可能です。

特別徴収事務の手引該当頁

特別徴収事務の流れ

・・・ 5、6

特別徴収義務者情報の申告

・・・ 1 1

宿泊税の申告と納入

・・・ 1 4 ～ 1 6

問 1 7 複数の宿泊施設を一元管理していますが、まとめて経営申告することは可能ですか。

原則施設ごとの申告としていますが、以下のどちらにも該当する場合など、施設ごとの申告が困難である場合は合算申告を受け付けています。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
 - ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。
- ただし、合算申告をする際は、申告納入期限の特例の適用要件（特別徴収事務の手引 1 5 頁参照）を合算後の要件で適用しますので、御注意ください。

特別徴収事務の手引該当頁

特別徴収義務者情報の申告

・・・ 1 1

宿泊税の申告と納入

・・・ 1 4、1 5

問 1 8 宿泊施設を休止（廃止）します（しました）。何か手続きが必要ですか。

宿泊施設を廃止又は 1 か月以上休止する場合は以下の届出が必要です。

休止の場合は休止の前まで、廃止の場合は廃止から 1 0 日以内に届け出てください。

○休止の場合

- ① 宿泊税に係る経営申告（届出）書
- ② 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による停止届（写）又は休止を確認できる書類（休止のお知らせ等）

※ 再開時期が①で定めた休止期間と異なる場合は再開の届出も必要です。

○廃止の場合

- ① 宿泊税に係る経営申告（届出）書
- ② 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止届（写）又は閉鎖事項全部証明書

なお、いずれの場合であっても、休廃止の日までの徴収した宿泊税は休廃止の日から 1 か月以内に申告納入をする必要があります。

特別徴収事務の手引該当頁

特別徴収義務者情報の申告

・・・ 1 3



問 1 9 経営申告した内容が変更となりました。何か手続きが必要ですか。

経営申告書の申告事項に変更があった場合は、速やかに以下の書類を提出し、変更の申告を行ってください。

- ① 宿泊税に係る経営申告（届出）書
- ② (1) 特別徴収義務者に係る変更の場合（法人の代表者、所在地又は住所の変更等）
法人の場合…履歴事項全部証明書（写） 個人の場合…住民票（写）
- (2) 施設に係る変更の場合（所在地又は名称等）
旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類
- (3) その他の変更の場合
変更の内容が確認できる書類

ただし、特別徴収義務者が別人格（吸収合併など）となるような場合は、変更の手続きではなく、従前の特別徴収義務者の経営の廃止及び新たな特別徴収義務者の経営申告が必要となる場合もありますので、判断が難しい場合は担当課まで御連絡ください。

特別徴収事務の手引該当頁
特別徴収義務者情報の申告
・・・ 1 2

問 2 0 旅館業の許可は札幌市の宿泊施設（本店）が受けており、私は旭川市にある宿泊施設（支店）を任されています。この場合特別徴収義務者となるのは誰ですか。

この場合、特別徴収義務者は旅館業法の許可を受けている札幌市の宿泊施設を営んでいる方が特別徴収義務者となります。

しかし、実質的には旭川市の営業管理者が宿泊税を徴収する事務を行うことになるかと思いますので、経営申告書の書類の送付先及び連絡先として旭川市の宿泊施設を御指定いただければ、旭川市内の宿泊施設に書類を送付し、連絡をします。

なお、問の例の場合、札幌市の宿泊施設も旭川市の宿泊施設も同一法人であるため、旭川市の宿泊施設から実質的経営者である旨の申立書を提出する必要はありません。

特別徴収事務の手引該当頁
特別徴収義務者とは
・・・ 9



納税管理人について



問 2 1

旭川市で宿泊施設を経営していますが、私は市外に居住しており、周囲に納入できる金融機関が無いいため、宿泊税の納入ができません。どうしたらよいですか。

特別徴収義務者が旭川市内に住所及び事務所（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を納税管理人として定めて申告する必要があります。

納税管理人を定める必要がある場合は、その必要が生じた日から10日以内に以下の書類を提出してください。

- ① 納税管理人が旭川市内在住の場合…納税管理人申告書
納税管理人が旭川市外在住の場合…納税管理人承認申請書
- ② 納税管理人が法人の場合…履歴事項全部証明書（写）
納税管理人が個人の場合…住民票（写）

特別徴収事務の手引該当頁
納税管理人の申告等
・・・20

なお、eLTAXを利用することで、市外でも申告納入が可能となりますので、利用を検討ください。

問 2 2

旭川市で宿泊施設を経営しており、私は市外に居住していますが、申告納入は問題なく可能です。それでも納税管理人の選任は必要ですか。

旭川市外に居住していても、宿泊税の徴収に支障がなければ納税管理人を選任する必要はありません。

徴収の確保に支障がないとは、例えば納入可能な金融機関が居住地の近隣にある、eLTAXを利用しているなどで市外であっても、申告納入が可能であるほか、電話・電子メール等での連絡が可能で各種申告・届出も可能である場合などが考えられます。

ただし、その場合であっても、納税管理人の選任が不要であることを旭川市が認定する必要がありますので、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書を提出してください。

特別徴収事務の手引該当頁
納税管理人の申告等
・・・20

課税対象について





問 2 3 宿泊の定義を教えてください。

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設（※）を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

まず、①に該当するかどうかで判断し、①に該当しない場合は②に該当するかどうかを判断します。
①にも②にも該当しない場合は宿泊とはみなしません。（例：13時から15時までの休憩契約など）

※宿泊施設

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル・簡易宿所営業に係る施設
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅

なお、旅館業法の許可が必要な宿泊施設とは以下の施設のことをいいます。

- (1) 宿泊料（名称にかかわらず、休憩料・賃貸料・クリーニング代なども含む）を徴収している。
- (2) 社会性がある。（不特定多数の者を宿泊させている。広告などにより広く一般に募集を行っている。）
- (3) 継続反復性がある。（宿泊募集を継続的に行っている。曜日限定・季節限定などであっても継続的に行っている。）
- (4) 生活の本拠ではない。（使用期間が1か月未満である場合又は1か月以上であっても、部屋の清掃や寝具の提供などを施設提供者が行う場合。）

旅館業法の許可を受けず、旅館業を営んだ場合や住宅宿泊事業の登録をせずに住宅宿泊事業を営んだ場合は、旅館業法により罰せられます。

★契約上の宿泊

実際に契約書を交わすかどうかに関わらず、宿泊施設が宿泊者に対して、その宿泊施設の規定等で宿泊と取り扱う行為を承諾すること。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 2

問 2 4 宿泊料金の定義を教えてください。（クーポンの利用等で宿泊料金が発生しない場合でも宿泊税は徴収する必要がありますか。）



宿泊料金とは一般的には宿泊施設の利用料金をいいますが、宿泊税では宿泊の対価に係る料金（下表参考）のことをいいます。

例えば旅行クーポンなどを利用した宿泊により、宿泊施設の利用料金が発生しない場合であっても、旅行クーポンは補助金、助成金に該当し、宿泊料金に含みます（補助金、助成金がなかったものとして取り扱う）ので、当該宿泊では宿泊料金が発生したこととなり、宿泊税が課税されます。

このように、宿泊施設の利用料金が発生しない場合であっても、宿泊税は課税されることがあります。

なお、下表の補助金、助成金とはあくまで当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して、当該宿泊施設に負担する額を指しますので、当該宿泊施設のサービスにより宿泊施設の利用料金が発生しなかった場合は、宿泊料金に含めないの
で、宿泊税は発生しません。次頁で解説しています。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 2

宿泊料金に含む例

清掃料

寝具使用料

入浴代

（施設内入浴施設の利用により別途発生する料金は除く）

寝衣代

サービス料・奉仕料

いわゆる
素泊まり料金

宿泊料金に含まない例

消費税、入湯税などの税

食事代

遊興費

施設利用料（会議室の利用料等）

たばこ、電話等の立替金

チップ、祝儀

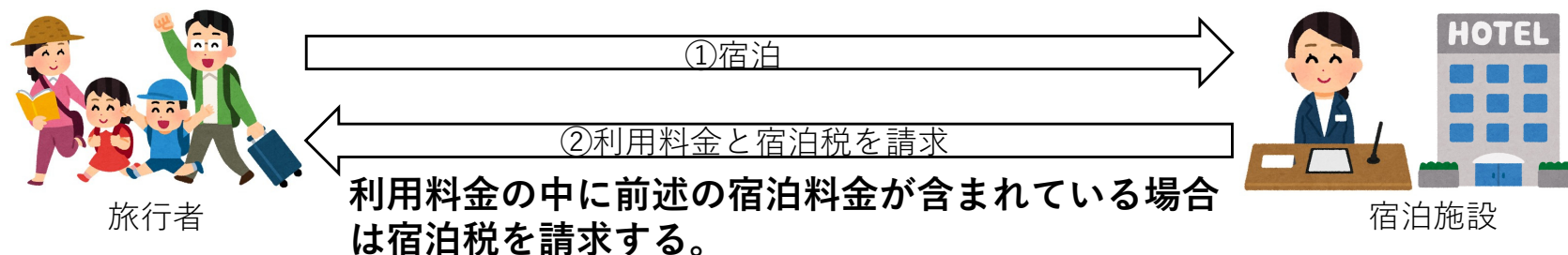
宿泊以外のサービス料に相当する額
（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）

汚損時の追加料金

宿泊料金から差し引く補助金、助成金など第三者負担額
当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に
関して、宿泊施設に負担する額（例：全国旅行支援、どう
みん割 など）は、その補助金、助成金がなかったもの
として宿泊税を計算します。

問 2 4 解説 宿泊料金による課税要件

①通常の宿泊



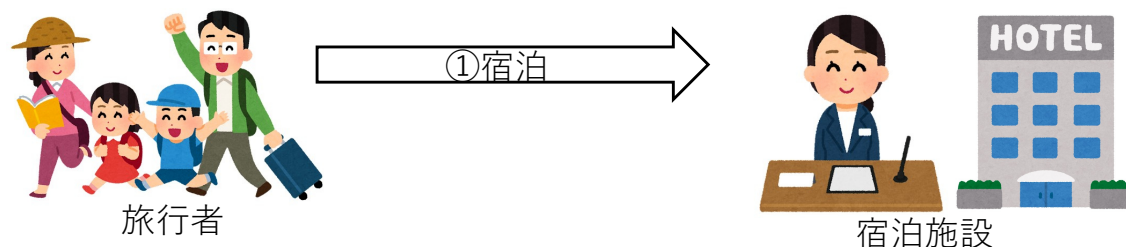
②クーポン等の補助金・助成金の利用がある場合

(1)補助金・助成金が当該宿泊施設の特別徴収義務者以外のものから負担される場合



クーポン利用の結果、旅行者へ請求する額がなかったとしても、クーポンの利用がなかったとした場合の利用料金中に前述の宿泊料金が含まれていれば宿泊税の請求が必要。ただし、クーポンの補助・助成が宿泊税込みであれば不要

(2)補助金・助成金が当該宿泊施設の特別徴収義務者から負担される場合



特別徴収義務者によるサービスで、第三者から料金は補てんされないので、請求額の中に前述の宿泊料金が含まれていなければ**宿泊税は発生しない**。

問 2 5 特別徴収義務者が自らのサービスで宿泊料金を無料とする場合は、宿泊税は課税されないとのことですが、宿泊者が自身の客室をグレードアップしたこと等により、追加料金が発生した際は、課税されますか。

その追加料金が問 2 4 にあります宿泊料金に該当する場合は宿泊税が課税されます。

今回のケースでは、追加料金は客室代となり、宿泊の対価に係る料金となりますので、追加料金に対して宿泊税が課税されます。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 2

問 2 6 例えばキャンペーンなどで5泊したら 1 泊が無料になる場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。

例えば、6泊7日のうち、1泊が無料になるといった自社キャンペーンであれば、6泊のうち5泊に宿泊税が課税され、1泊は宿泊税が課税されません。

ただし、非課税となる1泊分について、問 2 5 のような追加料金が発生が発生する場合はこの限りではありません。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 2

問 2 7 子どもや幼児、海外の方にも宿泊税は課税されますか。

宿泊料金が発生しているなど、課税要件を満たしていれば、年齢、居住地、国籍に関わりなく宿泊税が課税されます。なお、子どもや幼児が寝具を使用しないなど、宿泊料金が発生しない場合については、宿泊税は課税されません。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

問 2 8 未就学児が 1 名の場合は無料（添い寝）で、2 人目は宿泊料金を徴収しています。この場合、宿泊税の取扱いはどうなりますか。

宿泊税の課税対象となる宿泊は宿泊料金を伴うものです。

1 人目の未就学児は宿泊料金が発生していないと考えられるので、宿泊税も非課税となりますが、2 人目の未就学児は宿泊料金が発生しているため宿泊税が課税されます。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

問 2 9 会社自らが業務上客室を利用する場合でも宿泊税は課税されますか。

その利用行為に対し、宿泊料金が発生していないのであれば課税されません。

その利用行為が、契約上宿泊としての取扱いであるか、日をまたぐ6時間以上の利用である場合であって、宿泊料金が発生している場合は宿泊税が課税されます。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

問 3 0 避難所開設等の緊急時における宿泊でも宿泊税は課税されますか。

災害等による宿泊については、宿泊税条例により宿泊税を免除又は減ずることとしておりますが、その取扱いについては、災害等の発生ごとに通知することを予定しています。

なお、宿泊施設を市が借り上げ避難所として利用する場合、その宿泊は旅館業法に基づく宿泊ではないので宿泊税は課税されません。

特別徴収事務の手引該当頁

課税免除等

・・・ 18



問 3 1 課税が免除となる対象者を教えてください。

修学旅行等の学校等行事に伴う宿泊は課税を免除することとしており、次の者が在籍する施設から「学校等行事であることの証明書」が提出された場合、次の者及び引率者の宿泊税の課税が免除されます。

- ① 下表の学校が主催する修学旅行等の学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生
- ② 下表の施設が主催する行事（年齢区分で実施されるもの）に参加している満3歳以上の幼児

課税免除対象学校・施設一覧（○：課税免除 ×：課税対象 ※：満3歳以上は課税免除）

施設	免除	施設	免除
幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）	○	専修学校（専門課程・一般課程）	×
小学校	○	各種学校（自動車学校・予備校など）	×
中学校	○	幼保連携型認定こども園	※
義務教育学校	○	保育所（保育所型認定こども園含む）	※
高等学校	○	認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）	※
中等教育学校	○	家庭的保育事業を行う施設	※
特別支援学校	○	小規模保育事業を行う施設	※
高等専門学校	○	居宅訪問型保育事業を行う施設	※
大学	×	事業所内保育事業を行う施設	※
高等専修学校	×	海外の学校・施設	×

証明書を記載される施設長の方におかれましては、御自身の施設が課税免除の対象であることを確認の上、証明書を記載してください。

後日課税免除対象外であると判明した場合は、宿泊施設から不足分の宿泊税について請求を行います。

宿泊施設におかれましては、証明書の提出の有無をもって課税免除について御判断ください。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 3

問 3 2 課税が免除となる引率者の対象範囲を教えてください。

児童等の引率を行う学校・施設の関係者や、心身の傷病等により介助を必要とする児童等の対応を行う看護師や保護者のことをいい、添乗員やカメラマンは課税免除の対象とはなりません。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 3

問 3 3 課税が免除となる行事（学校等行事）の対象範囲を教えてください。

旅行・集団宿泊的行事など学習指導要領、幼稚園教育要領に定める全校又は学年などを単位として行う学校等行事です。

学習指導要領に定めがないものや、定めがあっても旅行・集団宿泊的行事などの行事でないものは対象となりません。
なお、対象行事は北海道と同様です。

対象行事の例	対象外行事の例
修学旅行	クラブ活動
宿泊研修	部活動
社会科見学	体育・文化大会
林間学校	受験
遠足	

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 3

問 3 4

施設長が発行する「学校等行事であることの証明書」の提出を失念しました。証明書がなければ、課税免除にはなりませんか。

宿泊施設においては、原則として「学校等行事であることの証明書」の提出をもって課税免除としてください。

例外として、学校等行事であることの証明書の持参を忘れた、事前に郵送したがまだ届いていないなど宿泊日時時点で証明書の提出を確認できない場合、学校等を確認をとるなどの方法で学校等行事であることが確認できれば、宿泊税を免除して差し支えありません。

ただし、この場合、後日証明書を提出すること、提出がない場合は後日宿泊税を請求する旨を関係者に伝えてください。

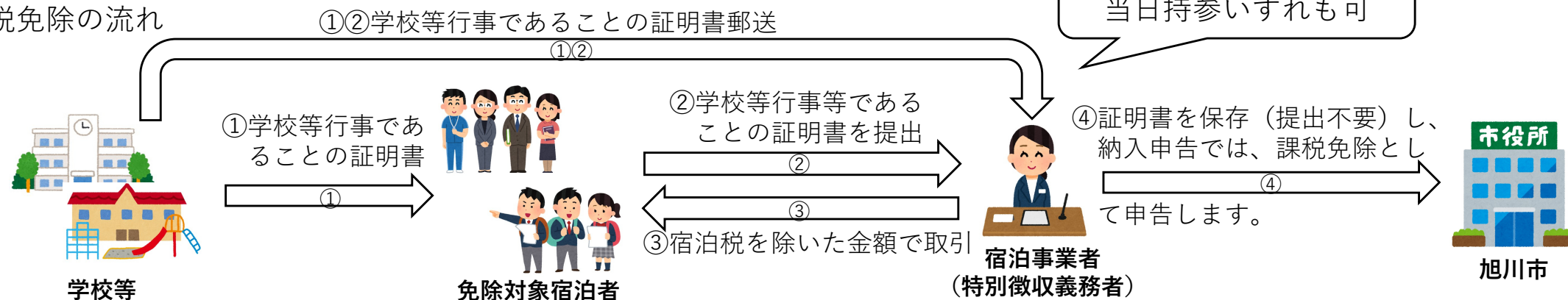
特別徴収事務の手引該当頁

課税免除等

・・・ 18

証明書は事前送付
当日持参いずれも可

課税免除の流れ



問 3 5

「学校等行事であることの証明書」の記載内容に不備があった場合、課税免除にはなりませんか。

「学校等行事であることの証明書」に記載された宿泊日や宿泊人数が実態と異なるなどの不備や、記載漏れがあることが判明した場合は、可能な限り事前に学校等に訂正と再提出を依頼してください。

不備や記載漏れがあると、課税免除を適用する要件を満たしていることが確認できないので課税となる場合があります。

宿泊日当日に不備があった場合など修正が間に合わない場合は、課税免除としても差し支えありませんが、学校等から修正された証明書の提出がない場合は、後日宿泊税を請求する旨を伝えてください。

特別徴収事務の手引該当頁

課税免除等

・・・ 18

問 3 6 学校等行事の下見に伴う宿泊は課税免除になりますか。

課税免除は限定的に取り扱う必要があるとの観点から修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

特別徴収事務の手引該当頁
課税免除等
．．． 1 8

問 3 7 公営施設でも宿泊税は課税されますか。

設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。
宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広く御負担をお願いしています。
また、宿泊施設により、宿泊料金が徴収されない場合、宿泊税は課税されません。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
．．． 2
特別徴収義務者とは
（旅館業の許可が必要な宿泊）
．．． 9

問 3 8 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所でも宿泊税は課税されますか。



無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業には該当しませんので、課税対象ではありません。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 2

問 3 9 スポーツ合宿による宿泊は課税されますか。



スポーツ合宿や、各種大会による宿泊については、宿泊料金があれば課税対象となります。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・ 2

問40 旭川市の姉妹都市・友好都市の都市間交流による宿泊は課税対象ですか。

いずれも宿泊料金があれば課税対象となりますが、相互主義の観点からこのような場合は旭川市が宿泊費の全額を負担している場合があります。

宿泊費用の全額を旭川市が支払う場合、宿泊税額を含めて旭川市へ請求してください。

なお、旭川市が宿泊税を負担する場合であっても、一度宿泊施設で（旭川市から）徴収し、旭川市へ申告納入する方法に変更はありません。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・2

問41 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトでも宿泊税は課税されますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであり、一般的に移動式テントをお客様が設置する場合は旅館業に該当しないため、宿泊税の課税対象にはなりません。

ただし、グランピングのように事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業に該当するため、宿泊料金があれば、宿泊税が課税されます。

なお、1棟貸しの場合などで人数に関わらず宿泊料金が設定されている場合であっても、宿泊人数に応じた宿泊税が課税されます。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・2

特別徴収義務者とは

（旅館業の許可が必要な宿泊）

・・・9

問4 2

部屋（1棟）を確保するだけで宿泊税は課税されますか。また、課税対象となつた場合は何人分の宿泊税を徴収しますか。



仮に部屋（1棟）を確保しているだけで、実際に宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、宿泊行為（※）があり、且つ宿泊料金がある場合は、宿泊税の課税対象となります。

その場合、実際の宿泊人数に応じて宿泊税を課税しますので、宿泊事業者の方は、実際の宿泊数について確認をお願いします。

※宿泊行為

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

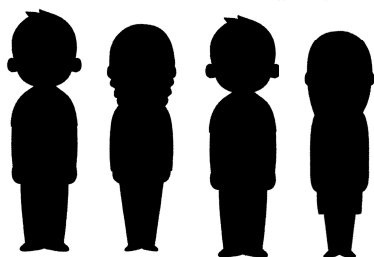
特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

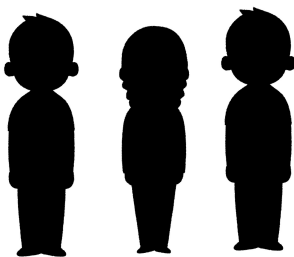
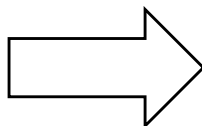
例) 定員4名の部屋を3日間確保した。

その際の宿泊は下のとおりであった。このような場合は、宿泊施設で把握した宿泊日ごとの宿泊人数をもって、1日当たりの宿泊税額を算定します。宿泊者が0人の場合、宿泊税はかかりません。



1日目（1泊）

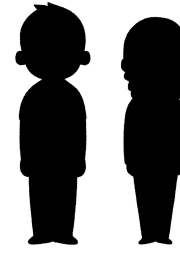
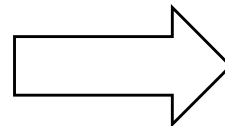
4名分の宿泊税を徴収



2日目（2泊目）

4名中3名が宿泊

3名分の宿泊税を徴収



3日目（宿泊なし）

3名中2名が滞在

最終日は宿泊がないため、
宿泊税は発生しない

なお、実際の利用に関わらず、部屋を確保することも宿泊契約として取り扱う場合は、上記宿泊行為の①により宿泊税が課税されます。そのため、仮に定員4名の部屋を3日間確保し、実際には利用がなかった場合でも、「部屋を確保した契約者数×2泊分×宿泊税率」の宿泊税が課税されます。

問4 3 「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」や「シーツ代」として料金を徴収している場合、宿泊税は課税されますか。

宿泊料金とは宿泊の対価のことをいい、どのような名称であっても、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

ただし、低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税は課税されません（立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合のみ。）。

低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価にあたらぬ料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・2

問4 4 デイユースや休憩での利用でも宿泊税の課税対象ですか。

宿泊とは以下の行為をいいます。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

そのため、デイユースその他どのような行為であっても、その利用行為を契約上宿泊として取り扱う場合は、日帰りの利用であっても宿泊となり、宿泊税の課税対象となります。

また、休憩の場合は、利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるものかどうかで判断しますので、例えば以下の場合ですが、

- (1) 23時から翌5時までの休憩契約
- (2) 23時から翌3時までの休憩契約
- (3) 13時から20時までの休憩契約

それぞれ、(1)は日をまたぐ6時間以上の利用になるので課税されます。

(2)は日をまたいでいますが、6時間以上の利用ではないので課税されません。

(3)は6時間以上の利用ですが、日をまたいでいないので課税されません。

なお、(1)～(3)いずれも休憩契約ではなく、宿泊契約である場合は(1)～(3)いずれであっても①により課税対象となります。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・2

問45 レイトチェックイン・レイトチェックアウトの取扱いを教えてください。

【レイトチェックイン】

例えば午後11時から翌朝9時までの宿泊契約をしている宿泊者が午前0時を超えてからチェックインを行い、実際の利用が日をまたがない場合でも、本来の宿泊契約（午後11時から翌朝9時までの契約）に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、宿泊税の課税対象となります。

なお、当該宿泊が午前1時から午前9時までの契約として変更される場合、その変更後の契約を宿泊契約と取り扱う場合は宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約など宿泊契約以外の契約として取り扱う場合は宿泊税は課税されません。

【レイトチェックアウト】

例えば、午後11時から翌朝4時までの休憩契約をしている者が、レイトチェックアウトにより午後11時から翌朝5時の利用となった場合、日をまたぐ6時間以上の利用となるため宿泊税が発生することとなります。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・2

問46 下宿や長期滞在（1月以上）の場合も宿泊税は課税されますか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうですか。

下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者の全てが1月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなすことができるため、宿泊税は課税されません。

ただし、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の許可を受けた施設や民泊の場合、宿泊行為があれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されます。

なお、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税が課税される条件
・・・2

問 4 7 連泊の場合、1 人につき 1 0 日分までしか課税されないなどの上限はありますか。

連泊の場合、宿泊税は連泊数に応じて課税されるため、上限はありません。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

問 4 8 宿泊料金は「1 室」「1 棟」に対してご負担いただくため、実際の宿泊人数は把握していませんが、把握する必要がありますか。

宿泊税は 1 人 1 泊につき課税されますので、「1 室」「1 棟」単位で料金を設定している場合であっても、人数分の宿泊税が課税されます。そのため、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

なお、旅館業法・住宅宿泊事業法のいずれの法律でも宿泊者名簿の備付けは義務付けられており、旭川市宿泊税条例においても、特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者に対し、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類の保存を義務付けています。

① 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数、宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

② 書類とは

宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、宿泊の際に通常発行される書類に代えていただいて構いません。

例) 売上伝票、利用明細書、請求書、領収書、契約書等

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

帳簿書類の作成・保存

・・・ 2 1、2 2

問 4 9 お客様がキャンセルした場合の宿泊税の取扱いを教えてください。

キャンセル料を契約上違約金として宿泊料金と異なる取り扱いをする場合は、キャンセル料に対して宿泊税は課税されません。

この場合、宿泊税を事前に徴収しており、宿泊税を返金することになった際は、宿泊施設から宿泊者に返金してください。

一方、キャンセル料を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、仮に宿泊しなかった場合であっても、宿泊料金（キャンセル料）に対し、宿泊税が課税されます。

この場合、宿泊税を現地徴収にしているなど、宿泊税を徴収していない場合は、振込みなど何らかの方法で宿泊税を徴収してください。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

問 5 0 課税免除となる宿泊以外で課税対象とならない宿泊の例を教えてください。

宿泊したが宿泊料金が発生しなかった場合は課税対象となりません。

具体的には以下のような宿泊が考えられます。

- ① 乳幼児が親と添い寝をするため、乳幼児の宿泊料金がかからなかった場合は、乳幼児の宿泊税は不要です。
- ② 宿泊施設自らのサービス（無料宿泊券）などにより、宿泊料金が発生しなかった場合は、当該サービス利用者の宿泊税は不要です。
- ③ 宿泊施設の社内規定により宿泊料金が発生しない場合（例：社内利用は無料であるなど）は宿泊税は不要です。
- ④ 宿泊料金として費用を徴収しているが、その費用は低廉な立替金のみであり、その他費用は一切発生していない場合は宿泊税がかかりません（例：非営利団体が、何らかの理由で利用者を宿泊させているが、その際に利用者から徴収する料金はシーツを交換する実費のみで、その他料金を一切徴収していない。）。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税が課税される条件

・・・ 2

徴収について



問 5 1 宿泊税の徴収方法に決まりはありますか。

特別徴収の方法について、特に定めはありません。

先行都市の例では以下の方法が考えられますが、各特別徴収義務者の徴収しやすい方法としてください。

- ① 現地払い …精算時に宿泊料金と宿泊税を受領します。
- ② 事前決済 …予約時に宿泊料金と宿泊税を受領します。
- ③ 宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い…予約時には宿泊料金のみを受領し、現地で宿泊税を受領します。

問 5 2 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担ですか。

宿泊者が宿泊料金を電子決済で支払いした際に、事業者から決済業者に手数料を支払う必要がある場合、その手数料は宿泊事業者と決済業者の契約に基づくものとなりますので、その手数料は事業者の負担となります。

ただし、宿泊税の徴収には、様々なコストが事業者に生じることから、その一部を報償するための交付金制度を設ける予定です。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊事業者への徴収事務交付金

・・・ 8

問5 3 宿泊者のキャンセル等、事前にいただいた宿泊税を返金する際はどのようにすれば良いですか。



例えば旅行予約サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルとなった場合の宿泊税の返還方法については特に定めはありません。

宿泊施設と旅行予約サイトの運営会社との取り決めにより宿泊税を返還してください。

なお、キャンセル料が発生する場合で、当該キャンセル料も契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、当該キャンセル料金を宿泊料金とみなし、仮にお泊りになれなかった場合であっても、宿泊料金（キャンセル料）に対し、宿泊税が課税されますので、この場合は、宿泊税をお返しする必要はありません。

問5 4 旅行代理店が旅行商品を販売する際に、宿泊者から宿泊税も合わせて徴収しています。旅行代理店は特別徴収義務者ではありませんが、問題はないでしょうか。



旅行代理店の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、その後宿泊施設にお支払いいただくことは可能です。

ただし、旭川市へ申告納入をしていただくのは特別徴収義務者である宿泊施設になりますので、申告納入を旅行代理店が行うことはできません。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいは宿泊施設に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行代理店の方と宿泊施設との間で取り決めていただくことになります。

問 5 5 宿泊者と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊税はどちらから徴収すれば良いですか。

宿泊税の納税義務者は宿泊者です。

そのため、宿泊税は本来宿泊者から徴収しますが、予約者から宿泊税をお支払いいただいている場合、宿泊者から宿泊税を徴収する必要はありません。

問 5 6 お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合の対応はどうすればよいですか。 お客様がお支払いに納得されず、トラブルになる可能性があります。

宿泊税の周知不足がトラブルの原因として考えられることから、旭川市といたしましても、HPや多言語ポスター、リーフレット、などの広報媒体を利用して広報に努めてまいりますので、旅行業者の方や、宿泊事業者におかれましても、それらを利用した広報や、予約時、チェックイン時の説明などによる周知に御協力願います。

また、宿泊者とトラブルになるケースとして、OTAで旅行代金を事前決済し、宿泊税を現地精算としているケースにおいて、宿泊者がOTAで宿泊税を含めた旅行代金を支払ったと誤解しているケースが多いと承知しています。

このトラブルを避けるためには、宿泊税は現地精算であることを可能な限り事前決済時に伝えておくことや、OTAで宿泊税を含めて決済をすることが考えられます（ただし、宿泊税を含めて決済する場合の手数料は宿泊施設の負担となります）。

また、それでも宿泊税をお支払いいただけなかった場合、法令では特別徴収義務者である宿泊事業者が宿泊者からお支払いいただけなかった税であっても旭川市へ納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります。

特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方団体は必要な援助をしなければならないとされておりますので、旭川市に御相談いただきながら対応することとなります。

問57 お客様にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。 また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。

宿泊者に交付する領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となることがありますので、ご注意ください。

また、宿泊税の多言語表記は以下の記載で統一してください。領収書の記載例については、「宿泊税特別徴収事務の手引」7ページに記載がありますので、そちらを御覧ください。

言　　語			標　　記			言　　語			標　　記		
日	本	語	宿	泊	税	中国語（簡体字）			住	宿	税
英	語		Accommodation Tax			中国語（繁体字）			住	宿	稅
						韓　　国　　語			숙	박	세

問58 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。

通常、領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなっております。

なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。

申告納入について



問59 徴収した宿泊税は北海道分と旭川市分に分けて、それぞれに納入する必要があるのでしょうか。

旭川市は北海道から「旭川市内で賦課される北海道の宿泊税」に関し、賦課徴収の委任を受けております。

そのため、各種申告については、旭川市に申告するだけで結構です。

申告納入については、北海道分と旭川市分を合わせて旭川市に申告納入いただくこととなります。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・14

問60 宿泊日とはいつのことをいいますか。

宿泊税における宿泊日とは、チェックインの日付から1泊目、2泊目と計上してください。

ただし、0時を過ぎてからチェックインした場合で、当該利用を引き続き当初予定していた宿泊契約として取り扱う場合の宿泊日は、宿泊施設において通常作成する書類等により宿泊日と扱う日で結構です。

例：1月1日から1月3日にかけての宿泊

(1) 1月1日中にチェックインできた場合

1泊目→1月1日 2泊目→1月2日

(2) レイトチェックインで1月2日にチェックインした。

・引き続き1月1日から1月3日の契約として取り扱う場合

1泊目→1月1日 2泊目→1月2日

or

1泊目→1月2日 2泊目→1月2日

・1月2日は休憩契約、1月2日から1月3日にかけての宿泊契約とする場合

1泊目→1月2日

宿泊施設の取扱いによっては、
1月2日に2泊したことになる
場合もあります。

問 6 1 チェックイン（アウト）の日に、宿泊数をまとめて計上しても良いですか。



宿泊数は宿泊日ごとに計上してください。問 6 0 のようにチェックインが 0 時を超えたため、やむを得ず 1 人の宿泊数が 1 日において 2 泊になることは想定されますが、原則 1 人につき 1 泊／日の宿泊数となります。

例：1 月 1 日から 1 月 3 日にかけての宿泊（1 名様）

良い例 1 月 1 日→1 泊 1 月 2 日→1 泊 計 2 泊

悪い例 1 月 1 日→2 泊 1 月 2 日→0 泊 計 2 泊

悪い例 1 月 1 日→0 泊 1 月 2 日→2 泊 計 2 泊 （※問 6 0 のような例外の場合は可）

問 6 2 宿泊が月をまたいだ場合、どのように計上すれば良いですか。



宿泊行為のあった日の属する月でそれぞれ計上してください。

例えば、1 月 3 1 日から 2 月 2 日にかけて 2 泊する場合は 1 月 3 1 日の宿泊が 1 月分、2 月 1 日の宿泊が 2 月分とそれぞれ 1 泊ずつ計上します。

問 6 3 宿泊予約サイトなどを介した宿泊の場合、宿泊施設に支払われる宿泊料金が、月遅れになることがあります。この場合宿泊日は「①宿泊行為があった日」「②宿泊料金が支払われた日」のどちらですか。

宿泊日は宿泊行為があった日となります。

例えば1月31日に宿泊した分は2月末までに申告と納入をしていただくことになりますので、御質問のケースの場合、まだ宿泊料金が支払われていない状態で宿泊税の申告納入期限を迎える可能性があります。

この場合でも申告納入期限は延長されませんので、期限までの申告納入をお願いいたします。

なお、申告納入期限の特例に該当する宿泊施設であれば、申告納入期限が延長されます。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・14

問 6 4 納入申告書や納入書はどこで取得できますか。

いずれも旭川市のHPで取得できますので、必要に応じてダウンロードして使用していただくほか、ダウンロードができない場合は、市から送付することも可能です。

なお、納入書は毎年度末に翌年度分の納入書をまとめてお送りします。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・16

問 6 5

納入書に記載のある施設番号と納入申告書に記載する施設番号の一致を確認するよう手引に記載がありますが、自分の施設番号がわかりません。

特別徴収義務者は特別徴収を開始する前に、旭川市に対し、経営申告書を提出する必要があります。

当該経営申告書の提出が旭川市にあった後、旭川市から特別徴収義務者に対して送付する「宿泊税に係る経営申告受理通知書」に施設番号の記載があります。

特別徴収事務の手引該当頁

特別徴収義務者情報の申告	・ ・ ・ 1 1
宿泊税の申告と納入	・ ・ ・ 1 6

問 6 6 宿泊の実績が無い月でも納入申告書は必要ですか。

仮に、宿泊の実績が無い月の申告を不要とした場合、「宿泊実績が無かったのか」「申告を失念しているのか」の判断がつきません。

また、申告の誤り等で後日宿泊の実績があると判明した場合には、当該判明分の宿泊税のほか、加算金も納付していただくことになりますが、その際に適用される加算金の割合が申告の有無によって異なります。

申告がなかった場合の方が重い加算金が課されますので、そのようなことを避けるためにも、宿泊の実績が無い場合であっても、「0」と申告していただくこととしています。

宿泊の実績が無い場合の申告では、宿泊税納入申告書のみの提出としており、宿泊税徴収原簿の添付、納入書での納入は不要です。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入	・ ・ ・ 1 6
加算金	・ ・ ・ 2 3

問 6 7 宿泊税徴収原簿について、宿泊実績の無い日には「0」の記載が必要ですか。



宿泊実績が無い日には「0」の記載をお願いします。ただし、当該月全ての期間において宿泊実績が無い場合は宿泊税徴収原簿の提出は不要です（宿泊税納入申告書の提出は必要です。）。

問 6 8 宿泊税徴収原簿について、課税対象外の宿泊のうち、「その他」とは具体的にどのような宿泊ですか。



宿泊料金が発生しなかったために、宿泊税の課税対象外となった宿泊が考えられます。具体的には問 5 0 を御覧ください。

問 6 9 複数の宿泊施設を経営しているのですが、まとめて申告納入することはできますか。

原則、施設ごとの申告納入としておりますが、

- ①経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地内に存在する。
- ②経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、宿泊施設ごとの区分をすることができない場合
(例：1号棟、2号棟、3号棟が併設しており、一元管理している。

民泊施設として1つのアパートを部屋ごとに届け出ている。等)

①②のいずれにも該当する場合は、宿泊税合算申告納入承認申請書を提出することにより、まとめて申告納入することができます。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・14

問 7 0 複数の宿泊施設をまとめて申告納入する場合、申告納入期限の特例要件については、宿泊施設ごとに判断しますか。それとも合算して判断しますか。

複数の宿泊施設をまとめて申告納入する場合、合算した宿泊施設を1つの宿泊施設として判断します。

そのため、各施設では申告納入期限の特例要件に合致しても、合算したことにより合致しなくなるということがありますので御注意ください。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・14、15

問 7 1 郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当課への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。



原則として、担当部局に届いた日が申告日となりますが、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

なお、申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊税の申告と納入

・・・ 1 6

問 7 2 申告や納入が遅れたらどうなりますか。



申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金が課されるほか、宿泊事業者への交付金も受け取れなくなるため、必ず申告納入期限内に申告納入をしてください。

特別徴収事務の手引該当頁

宿泊事業者への交付金

・・・ 8

加算金

・・・ 2 3

延滞金

・・・ 2 4

問 7 3 申告納入は毎月行わなければなりませんか。

北海道宿泊税では、全宿泊事業者を3月に1度の申告納入としていますが、旭川市では、毎月の納入としたいという声も宿泊事業者からあったため、原則毎月の申告納入とし、一定の条件を満たした事業者に対し、3月に1度の申告納入とすることで、申告納入の手間の削減と宿泊税の安定的納入の両立を図ろうとしています。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊税の申告と納入
・・・14～16

問 7 4 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、 を提出しました。変更後の内容の納入書は新たに送られますか。

名称、所在地又は住所、施設名称の変更の場合は、既に送付しております納入申告書と納付書を二重線で修正するなどして引き続き御使用ください。

なお、営業譲渡や相続、法人の分割、解散等の場合は、変更の届出ではなく新たな特別徴収義務者による申告が必要となりますので、御注意ください。

「経営申告書」

特別徴収事務の手引該当頁
特別徴収義務者情報の申告
・・・12

問 7 5 旅行代理店等、特別徴収義務者以外が宿泊税を申告納入することはできますか。

条例で定めている特別徴収義務者以外の方が申告納入することはできません。

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

帳簿の保存について



問 7 6 帳簿はサーバー上に電子データとして保存しても良いですか。

最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿書類を作成する場合で、所定の要件（電子帳簿保存法と同様）を満たすときは、電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができますので、サーバー上に電子データとして保存しても構いません。

ただし、所定の要件を満たせない場合は、紙で保存していただくこととなります。

特別徴収事務の手引該当頁

帳簿書類の作成・保存

・・・ 2 2

問 7 7 帳簿の保管について、現在エクセルを使用して帳簿を作成しているのですが、このデータを印刷し、紙媒体で保管することは可能ですか。

可能です。ただし、紙による保存と電磁的記録等（電子計算機出力マイクロフィルム含む）による保存が混在することとは認められません。

特別徴収事務の手引該当頁

帳簿書類の作成・保存

・・・ 2 2

補助金・交付金について



問 7 8 宿泊税の徴収するにあたって、ホテルのシステム改修が必要です。補助金はありませんか。

令和 7 年度に限り、システム整備費補助金を実施しています。

対象となる経費は、宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費としており、北海道と旭川市がそれぞれ対象経費の 2 分の 1 を補助します。

補助上限額はそれぞれ 5 0 万円となっているため、最大 1 0 0 万円の補助を受けることができます。

申請期限は令和 7 年 1 2 月 2 6 日となっております。

詳細については、以下の事務局までお問合せください。

宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局 電話 0 1 1 - 5 0 0 - 9 5 6 5

開設期間 AM 9 : 0 0 ~ PM 5 : 0 0 ~ 令和 8 年 2 月 2 7 日

問 7 9 宿泊税の徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。

前年度に申告納入期限内に納入していただいた宿泊税の一定割合を交付金として特別徴収義務者へ交付する予定です。
なお、交付金は北海道と旭川市の交付金を合わせて旭川市から交付する見込みです。

交付金の割合については、北海道分が申告納入期限内に納入した宿泊税額（北海道分）の 2.5 %（令和 1 3 年度までは 3.5 %）、旭川市は申告納入期限内に納入した宿泊税額（旭川市分）の 2.5 %（令和 1 3 年度までは 3.5 %）を交付する予定です。こちらも詳細は令和 9 年度予算決定後にお示しすることになりますので、もうしばらくお待ちください。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊事業者への交付金
・・・ 8

問 8 0 特別徴収義務者に対する交付金に消費税は課税されますか。



当該交付金は、特別徴収に係る経費を報償するほか、納期内納入を奨励するためであり、委託料や手数料の類ではないことから「対価を得て行う資産の譲渡」ではないと考えており、消費税の課税対象ではありません。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊事業者への交付金
・・・ 8

問 8 1 交付金の申請方法を教えてください。



対象年度（前年 4 月～ 3 月）の納入税額が確定した後、交付金額を記載した「交付申請書兼請求書」を特別徴収義務者宛に送付します。

「交付申請書兼請求書」に記載された金額を確認の上、振り込みを希望する口座番号を記載した「交付申請書兼請求書」を旭川市に返信くだされば、審査の上、指定の口座に交付金を支給する予定ですが、詳細については、令和 9 年度予算決定後にお示しすることになりますので、もうしばらくお待ちください。

特別徴収事務の手引該当頁
宿泊事業者への交付金
・・・ 8

広報・周知について



問 8 2 旭川市は宿泊税をどのように周知するのですか。



宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただくために、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットを作成する等、宿泊税の周知を徹底してまいります。

広報素材は旭川市のホームページにも掲載する予定ですので、是非御利用ください。

問 8 3 宿泊施設・旅行代理店が広報や説明に使用できる広報物がありますか。



ポスター、チラシ、三角ポップは日本語のほか、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）でも作成しており、リーフレットはさらにタイ語、インドネシア語、マレー語、ドイツ語、イタリア語、フランス語でも作成いたします。

広報や説明にあたってはこれらを御利用ください。

問 8 4 H P でも周知したいのですが、市で作成しているデータや素材はありますか。

準備中ですので、少々お待ちください。

問 8 5 ポスター・リーフレットは配布していただけるのですか。

作成した広告物は、令和 7 年末を目途に宿泊施設に配付する予定です。

その後、広告物がなくなりましたら、ホームページから印刷していただくか、旭川市観光課までお問合せいただければ、郵送いたします。（数に限りがあります。）

宿泊料金の計算例について

北海道宿泊税の算定に用います。
旭川市宿泊税の算定には用いません。



問 8 6 1 室（棟）で料金設定している場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。



1 人 1 泊あたりの料金を算出することになります。

例 1：1 泊の料金が 2 0,0 0 0 円のツインルームの場合（素泊まり）

① 1 名（大人 1 名）で宿泊する場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	2 0,0 0 0 円	4 0 0 円

② 2 名（大人 2 名）で宿泊する場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	1 0,0 0 0 円	3 0 0 円
大人 B	1 0,0 0 0 円	3 0 0 円

③ 3 名（大人 2 名、子ども 1 名、子どもは添い寝（追加料金なし））で宿泊する場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	1 0,0 0 0 円	3 0 0 円
大人 B	1 0,0 0 0 円	3 0 0 円
子ども A	0 円	0 円

寝具の提供がなく、料金の支払いがないため除外

④ 3 名（大人 2 名、子ども 1 名、ベビーベッド追加（追加料金 3,0 0 0 円））で宿泊する場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	1 0,0 0 0 円	3 0 0 円
大人 B	1 0,0 0 0 円	3 0 0 円
子ども A	3,0 0 0 円	3 0 0 円

追加の寝具が子ども A に帰属していることが明らかであるため、追加料金を子ども A の宿泊料金とする。

⑤ 3 名（大人 3 名、エキストラベッドを追加（追加料金 7,000 円））で宿泊する場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	9,000 円	300 円
大人 B	9,000 円	300 円
大人 C	9,000 円	300 円

追加の寝具がどの宿泊者に帰属しているか明らかではないので、宿泊料金の総額を宿泊人数で除して 1 人あたりの宿泊料金を計算する。

例 2：1 日の利用料金が 50,000 円のコテージ

⑥ 家族 1 組（大人 2 名、子ども 2 名）で宿泊する場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	12,500 円	300 円
大人 B	12,500 円	300 円
子ども A	12,500 円	300 円
子ども B	12,500 円	300 円

子ども料金を無料としていない場合

対象者	宿泊料金	宿泊税（市＋道）
大人 A	25,000 円	400 円
大人 B	25,000 円	400 円
子ども A	0 円	0 円
子ども B	0 円	0 円

子ども料金を無料としている場合

問 8 7 食事料金を設定していない場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。

宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金（相当額）とするなどして算出してください。

なお、無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その利用料金の全額を宿泊料金とします。

問 8 8 企画旅行における宿泊料金はどのように計算すればよいですか。また、手配旅行の場合に旅行業者等に支払う手数料や、宿泊予約サイトに支払う手数料についてどのように取扱えばよいですか。

① 企画旅行

旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人当たりの宿泊料金

② 手配旅行など旅行業者を経由しての旅行

手配により旅行者と宿泊施設が契約した 1 人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。

ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

なお、旅行業者を経由して宿泊する場合で、宿泊の後に旅行業者から宿泊料金が宿泊施設に入金される場合あって、それまで宿泊施設が宿泊料金を把握できない場合などは旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

その取扱いの詳細については、旅行業者の方と宿泊施設との間で取り決めていただくことになります。



問 8 9 連泊割引があった場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。

連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

例：1泊の料金が40,000円の客室に2人で宿泊する場合（素泊まり）

①宿泊日ごとに割引率が明確である場合

	宿泊料金	割引率	割引後の宿泊料金	1人あたり 宿泊料金	1人あたり 宿泊税（市＋道）
1泊目	40,000円	0%	40,000円	20,000円	400円
2泊目	40,000円	10%	36,000円	18,000円	300円
3泊目	40,000円	20%	32,000円	16,000円	300円
総額	120,000円	—	108,000円	—	—

②宿泊日ごとに割引率が明確ではない場合

	宿泊料金	割引率	割引後の宿泊料金	1人あたり 宿泊料金	1人あたり 宿泊税（市＋道）
1泊目	40,000円	—	36,000円	18,000円	300円
2泊目	40,000円	—	36,000円	18,000円	300円
3泊目	40,000円	—	36,000円	18,000円	300円
総額	120,000円	10%	108,000円	—	—

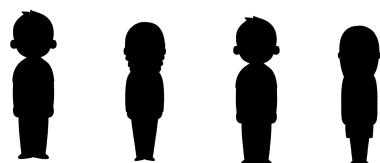
問90 連泊期間において、日ごとに宿泊者数が異なる場合の宿泊料金はどのように計算すればよいですか。



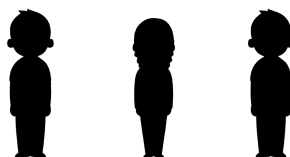
宿泊税は実際の宿泊人数に応じて課税しますので、宿泊事業者の方は実際の宿泊数について確認をお願いします。

例) 定員4名の部屋を3日間確保した。

その際の宿泊は以下のとおりであった。このような場合は、宿泊施設で把握した宿泊日ごとの宿泊人数をもって、1日当たりの宿泊税額を算定します。宿泊者が0人の場合、宿泊税は課税されません。



1日目（1泊）



2日目（2泊目）
4名中3名が宿泊



3日目（宿泊なし）

最終日は宿泊がないため、
宿泊税は発生しない

パターン①

1泊毎の利用料金がある場合	利用料金	宿泊人数	1人あたり 利用料金	1人あたり 宿泊税（市＋道）
1日目（1泊目）	60,000円	4人	15,000円	300円
2日目（2泊目）	60,000円	3人	20,000円	400円

パターン②

1日毎の利用料金がある場合	利用料金	宿泊人数	1人あたり 利用料金	1人あたり 宿泊税（市＋道）
1日目（1泊目）	40,000円	4人	10,000円	300円
2日目（2泊目）	40,000円	3人	13,333円	300円
3日目	40,000円	3人	—	—

パターン③

1泊（日）毎の利用 料金がない場合	利用料金	宿泊人数	1人あたり 利用料金	1人あたり 宿泊税（市＋道）
総額	120,000円	7人	17,142円	300円

問 9 1 延長があった場合、延長料金はどのように計算すればよいですか。



延長前の利用行為を、宿泊契約として取り扱っているか、休憩その他これに類する利用に係る契約として扱っているかで異なります。

- ① 延長前の利用が宿泊契約の場合であって、
 - (1) 延長料金を宿泊料金とは別の名目として徴収する場合
その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。
 - (2) 延長料金も契約上宿泊料金として取り扱う場合
その延長に係る料金は宿泊料金に含みます。
- ② 延長前の利用が休憩その他これに類する利用に係る契約の場合はその延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

問 9 2 ポイント利用による宿泊料金はどのように計算すればよいですか。



※問 2 4 解説を参考としてください。

- ① 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取り扱いとします。）。
例：宿泊料金 20,000 円のところ、宿泊施設の経営者が 15,000 円に値引きした。
宿泊料金は値引き後の 15,000 円（宿泊税額は 300 円）。
- ② 旅行業者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。
例：宿泊料金 20,000 円のところ、宿泊予約サイトのポイントを 5,000 円分利用し、15,000 円を支払った。宿泊料金はポイント利用前の 20,000 円（宿泊税額は 400 円）。

問 9 3 外貨建て取引の場合、宿泊料金はどのように計算すればよいですか。



宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします（具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じて算定します。）。

その他



問 9 4 各種申告様式はどこで取得できますか。

担当課のHPで取得可能です。

HPではエクセルファイルとしてダウンロード可能としており、エクセルファイルでは値を入力することで税額を自動計算するよう作成しておりますので、最も簡単です。

ダウンロードができないという方には、御依頼があれば紙で郵送いたしますが、紙で申告していただく場合はお手数ですが、税額は御自身で計算いただくこととなります。

問 9 5 入湯税とは別に徴収するということですか。

入湯税と宿泊税は異なる税ですので、それぞれ徴収していただきます。

問 9 6 税務調査はありますか。

税の公平性を保つためには必要であると考えております。

具体的なスケジュールは提示できませんが、必要に応じて宿泊税に関する税務調査を実施しますので御協力をお願いいたします。

なお、調査に伺う職員は法律上調査権限を与えられている徴税吏員であり、顔写真入りの徴税吏員証を身に付けています。

徴税吏員に対する虚偽の申告や調査拒否は、地方税法により罰せられる可能性があります。

問 9 7 無許可・未届けの宿泊施設に対する対応はどうするのですか。

旅館業法の許可を受けず、旅館業を営むことや住宅宿泊事業の登録をせずに住宅宿泊事業を営むことは、違法な状態であることから、関係機関と連携し、許可・届出をしていただくこととなります。

違法な営業は旅館業法により罰せられます。

問 9 8 宿泊税の課税をする上で、宿泊約款にはどのように記載すべきですか。

記載例は以下のとおりです。

宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課税するものです。

宿泊税の対象となる宿泊については、以下の①、②で判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

問 9 9 旅行クーポンを発券する際は、宿泊税込みでも問題ありませんか。

消費税や入湯税込みで旅行クーポンを発券するような場合には、宿泊税相当金額を含めてクーポン券を発行して差し支えありません。

なお、税抜きでクーポンを発券し、消費税等を利用時に精算することとしている場合においては、宿泊税についても同様に利用時精算として差し支えありません。